

## お知らせ

### 70 歳以上の高額療養費自己負担限度額の見直しについて

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口での自己負担額が、ひと月（月初めから月末まで）で高額となった場合に一定額（自己負担限度額）を超えた分について後日、払い戻しが受けられる制度です（入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません）。

そして、本年 8 月診察分から 70 歳～75 歳未満の方について、所得区分の細分化と自己負担限度額の引上げが下記の通り行われます。

平成 29 年 8 月～30 年 7 月

平成 30 年 8 月～

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)
①現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当: 44,400円]
②一般所得者 (①および③以外の方)	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 [多数該当: 44,400円]
③低所得者	II	24,600円
	I	15,000円



被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)
現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上 ①で高齢受給者証の負担割合 現が3割の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当: 140,100円]	
現役並みⅡ (標準報酬月額53万～79万 円で高齢受給者証の負担割 割合が3割の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当: 93,000円]	
現役並みⅠ (標準報酬月額28万～50万 円で高齢受給者証の負担割 割合が3割の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当: 44,400円]	
②一般所得者 (①および③以外の方)	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当: 44,400円]
	8,000円	24,600円
II		
③低所得者		15,000円
		I

※70 歳未満の方の所得区分と自己負担限度額に変更はありません。

払い戻しをするためには、一時的な高額な医療費負担と時間を要するため、外来・入院等で医療費が高額になる恐れが事前に分かっている場合、限度額認定証を健康保険証と合わせて提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額まで済みますので、限度額認定証が必要な場合は当事務所までご連絡ください。

なお、70 歳以上の方は高齢受給者証を窓口に提示することにより、支払いが自己負担限度額まで済みます。

### 地震・台風等の自然災害と労災の関係について

業務災害については、原則として、業務を行っていたか否かに関係なく自然災害による被災については対象外となります。しかし、業務の性質や内容、作業条件、職場施設の環境等を考慮して、自然災害が発生した場合に被災しやすい事情がある場合は業務災害の対象となる可能性があります。これは、被災する要因が業務そのものに存在しているとみなされるからです。

通勤災害についても、同様に、通勤に通常伴う危険性が現実化したものとみなされる場合は、通勤災害として認められます。

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は  
吉田宏司事務所 (03-3274-0656 [y-jimusho@fukusikyokai.com](mailto:y-jimusho@fukusikyokai.com)) までご連絡ください。